「介護予防・日常生活支援総合事業」についてのＱ＆Ａ

第１回事業者説明会（Ｈ28.7.29開催）以降に修正・変更のあった箇所は赤字で、

今回新たに掲載した項目については青字で表記しています

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 質問年月 | 項　目 | Ｑ＆Ａ | 内　　　容 |
| Ｈ28.7 | サービス単価 | Ｑ | 単位数の算出根拠は。 |
| Ａ | 　訪問・通所の現行相当サービスの単価については、国が上限と定める現行相当の基準に基づき、１月あたりの包括単価と１回あたりの単価を上限として定めている単価で設定しています。　緩和した基準については、現行相当の１回あたりの単価に対し、１０％を減額した額を基準としています。　~~また、１月当たりの包括単価は、１回あたりの減額した基準額に４．３４５を乗じた額を基本としています。~~緩和した基準における単位数については、現行の介護予防訪問（通所）介護の単位数から１０％を減じた単位数を基本としています。なお、通所型の場合、１回当たりの単位数として、現行の介護予防通所介護の単位数から１０％を減じ、さらに送迎加算・入浴加算相当分を減じた単位数を４または８で除して得られた単位数で設定しています。（例）通所型サービスＡ（週１回程度・３時間超の場合）1,647×0.9≒1,482　1,482－（47×8（送迎加算4往復分）＋45×4（入浴加算4回分））＝926926÷4≒231単位各種加算については、それぞれの趣旨に鑑み、単位数を設定しています。（例）送迎加算＝現行と同じ入浴加算＝現行の単位数から１０％を減じた単位数 |
| Ｈ28.12 | サービスＡ | Ｑ | 阿南市アセスメントシートにある現行相当サービス対象者の判断基準項目を貰うことはできるか。 |
| Ａ | 平成２８年１２月１５日に介護予防ケアマネジメント向上研修会を開催し、阿南市内の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の介護支援専門員等にアセスメントシートの内容について御説明しました。研修会の資料を阿南市公式ホームページに掲載していますので、御確認ください。アセスメントシートは「ケアマネジメントの様式集」に掲載しています。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｈ28.7 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 通所介護相当サービスと通所型サービスＡのサービス内容の違いは。 |
| Ａ | 　現行の通所介護相当サービスの対象者は、「生活機能の向上のトレーニングを集中的に行う必要のある方」としていますので、提供されるサービス内容はその趣旨にふさわしいものであることが必要です。各事業所が創意のもと特色あるサービスを提供されるものと想定していますので、ケアマネジメントの際にはそれらの内容を踏まえ、利用者に最も適したサービス計画が提供されるものと期待しています。　一方、通所型サービスAについては、対象者の範囲を通所介護相当サービスよりも広く設定しています。提供されるサービス時間についても、２～３時間または３時間~~以上~~超のいずれかを選択可能であり、また入浴及び送迎の有無も選択可能となっています。これらにより、利用者のニーズに応じた弾力的なサービスが提供可能となる予定です。 |
| Ｈ28.8 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 　管理者、生活相談員、従事者は「専従」となっているが、支障がない場合他の職務に従事可能なら「専任」ではないのか。 |
| Ａ | 　通所型サービスＡにおける管理者については「専従」であることとしていますが、管理上支障がない場合に限り、同事業所または同一敷地内の他の事業所等の職務に従事することができます。　なお、生活相談員及び従事者は「専従」であることを要します。 |
| Ｈ28.8 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 　管理者、従事者は介護福祉士や社会福祉士等の資格を持っていても市の指定する研修を受講しなくてはならないのか。 |
| Ａ | 　介護福祉士や社会福祉士等、介護に関する一定の資格を有する者については、管理者または従事者としてサービスを提供するに当たり、市の指定する研修を受講する必要はありません。 |
| Ｈ28.11 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 　通所介護相当サービスは行わず、通所型サービスＡだけを行う事業所の新規指定は受けられるのか。 |
| Ａ | 　可能です。　ただし、当該事業所が総合事業に係るみなし指定事業所の場合、「総合事業に係るみなし指定事業所の廃止届出書」を阿南市に提出していただく必要があります。 |
| Ｈ28.11 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 　通常デイと緩和基準デイを併設する際、それぞれの利用者送迎に関して、それぞれのデイが対象利用者を分けて（担当職員及び送迎車輌等）行うのか。または相互乗り合わせ送迎が可能なのか。 |
| Ａ | 　現行の介護予防通所介護または通所介護の事業と、通所型サービスＡの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合、それらの利用者の送迎についても一体的に行って差し支えありません。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｈ28.11 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 　通常デイと緩和基準デイを併設する際、それぞれの利用者送迎に関して、それぞれのデイが対象利用者を分けて（担当職員及び送迎車輌等）行うのか。または相互乗り合わせ送迎が可能なのか。 |
| Ａ | 　現行の介護予防通所介護または通所介護の事業と、通所型サービスＡの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合、それらの利用者の送迎についても一体的に行って差し支えありません。 |
| Ｈ28.11 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 　現在、介護予防通所介護または通所介護の事業を行っている施設において、通所型サービスＡの事業も併せて一体的に行う場合、施設全体の定員数が増加する見込みであるが、県への利用定員変更の届出は必要か。 |
| Ａ | 　不要です（徳島県長寿いきがい課確認）。 |
| Ｈ28.11 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 　通所型サービスＡの開始に伴い、県への届出が必要となるのはどのような場合か。 |
| Ａ | 　居宅サービス部分の営業日時や部屋の構造が変わる場合には、それに該当する部分（運営規程や平面図）の変更届が必要です。その他の場合には、基本的に事業所から県への届出は必要ありません（徳島県長寿いきがい課確認）。 |
| Ｈ28.11 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 現行の通所介護相当サービスについては専門職によるサービスが必要とされているが、具体的にはどのようなサービスを指すのか。また、この場合の専門職とはどの資格のことか。 |
| Ａ | 阿南市介護予防通所介護相当サービスについては、要支援１，２または事業対象者の方のうち、介護予防ケアマネジメントにより「運動機能の向上のためのプログラムを集中的に行うことで、状態が改善する見込みが高い」と判断された方や、「退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要である」と判断された方等に提供されるサービスであり、その判断の目安として、阿南市が定めるアセスメントシートにおける５項目のうち、１つでも該当する場合等が当該サービスの対象となります。　サービス内容については、緩和した基準によるサービスである「阿南市はつらつデイサービス」においては原則として専門職によるサービス提供は行われないと想定していることから、現行相当は「専門職によるサービス提供を伴う」サービスであるとご理解ください。　なお、この場合の専門職とは、介護福祉士等、看護職員及び機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）を指します。（参考）アセスメントシートにおける５項目　・（椅子からの）立ち上がりができない　・何かにつかまらずに歩く（５メートル）ことができない　・片足立ち（１秒）ができない　・一人で洗身・洗髪ができない　・一人で浴槽をまたぐことが何とかできる、またはできない |
| Ｈ28.11 | 通所型サービスＡ | Ｑ | 第２回事業者説明会において、「今後要支援１，２または事業対象者のほとんどが緩和した基準によるサービスに移行する」との説明があったが、現在介護予防通所介護サービスを利用している方のうち、介護予防通所介護事業者の従事者によるサービスを必要としない方はいないと思われるがどうか。 |
| Ａ | 　現行の介護予防通所介護サービスにおいても、利用者の状態に合わせた特色あるサービスを提供されている事業者もいらっしゃるかと思われますので、利用者の全員が前述のアセスメントシートにおける５項目に該当する場合もあるかもしれません。　新しい総合事業への移行後は、利用者に対し介護予防ケアマネジメントが適切に行われ、利用者の状態にあったサービス提供が行われるものと考えていますので、ケアマネジメントにより専門職によるサービスが必要とされた場合については、現行相当サービスの利用が可能としています。 |
| Ｈ28.1２ | 通所型サービスＡ | Ｑ | 『第２回阿南市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会』資料の１２ページ下段、「現行相当サービスの判断基準」内の注意事項における専門職とはどのような職種を指すのか。職種を明示した方が誤解を招かないと思われるがどうか。 |
| Ａ | この場合における専門職とは介護福祉士等、看護職員及び機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）を指します。　御指摘いただきましたとおり、資料の当該箇所を修正しました。 |
| Ｈ28.1２ | 通所型サービスＡ | Ｑ | 阿南市はつらつデイサービス従事者について、阿南市が実施する一定の研修修了者であることを要しない「訪問介護員等」にはヘルパー２級の資格保有者は含まれるのか。 |
| Ａ | 含まれます。　「訪問介護員等」の範囲については、「阿南市訪問型生活応援サービス運営の手引き」５ページにて御確認ください。同手引きは阿南市公式ホームページに掲載しています。 |
| Ｈ28.7 | サービスＢ | Ｑ | 平成３０年４月実施目途の住民主体による支援は、どの程度の見込み（数、地域等）か。 |
| Ａ | 　住民主体のサービスＢについては、協議体及び生活支援コーディネーターを中心に現在検討しているところです。旧町（市内１４地区）ごとに協議体を設置し、それぞれの地域性等も考慮しながら制度のあり方を検討しており、平成３０年４月の制度開始時には各地区１か所以上での実施を目標にしています。 |
| Ｈ28.7 | 定員 | Ｑ | 通所型サービスＡの利用者は、通所介護の定員に含まれるのか。 |
| Ａ | 【厚労省Ｑ＆Ａ（Ｈ２７．８．１９版）の回答より】○通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスＡ）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員についてどのように考えるのか。１　通所介護の定員については、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の場合、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定めることとしている。２　したがって、通所型サービスＡの利用定員に関わらず、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの合計定員が１８名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる。○通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスＡ）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスＡ）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業の定員については、・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で利用定員を定め、・これとは別に通所型サービスＡについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとされています。したがって、通所型サービスAの利用者は、通所介護の定員には含まれません。 |
| Ｈ28.7 | その他 | Ｑ | 説明会は今後もあるか。 |
| Ａ | 　説明会は全２回実施の予定であり、次回は１１月初旬を予定しています。その際、国保連合会から給付管理の説明をいただく予定です。 |
| Ｈ28.7 | その他 | Ｑ | チェックリストの有効期間はどうするのか。また、被保険者証に記入されるのか。 |
| Ａ | 【厚労省Ｑ＆Ａ（Ｈ27．8．19版）の回答より】 　基本チェックリストにより事業対象者になった者に関しては、有効期間という考え方はないが、サービス提供時の状況や利用者の状態等の変化に応じて、適宜、基本チェックリストで本人の状況を確認していただくことが望ましい。 |
|  | 　以上のことから、基本チェックリストに有効期間はありませんが、基本的にはケアマネジメントにおいてモニタリングを実施し、利用者の状態に変化があれば適宜サービス内容の見直しが必要であると考えています。 |
|  | 　被保険者証には、「事業対象者」である旨と「チェックリスト実施日」、「担当の高齢者お世話センター」が記載されます。 |
| Ｈ28.7 | 加算 | Ｑ | 通所型サービスＡの加算内容を教えてほしい。 |
| Ａ | 事業説明会用の資料をご覧ください。（平成２８年７月２９日時点から変更箇所がありますので、必ず御確認ください） |
| Ｈ28.7 | 加算 | Ｑ | 　新総合事業に移行した際、訪問型サービスＡは処遇改善加算を算定している事業所は引き続き加算を算定できるのか。 |
| Ａ | 【厚労省Ｑ＆Ａ（Ｈ２８．４．１８版）の回答より】 |
| 　介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に相当するサービス又は旧介護予防通所介護に相当するサービスの加算については、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護の例によるとされているが、介護職員処遇改善加算の届出についての取扱い如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。 |
| 1 みなし指定の事業者以外の指定事業者については、次のとおりとする。(1)　訪問型サービス又は通所型サービスのみの指定事業者については、　　　「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省老健局長）」に準じて市町村に届け出るものとする。(2) 　介護給付と訪問型サービス又は通所型サービスを一体的に実施している場合は、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月31日老発０３３１第３４号厚生労働省老健局長）」に準じて、介護給付の介護職員処遇改善加算の届出先が都道府県である場合は、都道府県へ届出を行うとともに、当該届出の写しを市町村へ届け出ることとする。（届出先が市町村である場合は、市町村へ届出を行うのみでよい。）※みなし指定の事業者については、既に示しているとおり、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の介護職員処遇改善加算に関する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市に行われ、別紙等が添付されている場合は、市町村への届出及び別紙等の添付は不要としている。 |
| （参考）「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援の要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」第６ |
|  |  |  | ２　なお、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスＡ、通所型サービスＡ）については、市町村の定める取扱いにより、市町村へ届け出る。通所型サービスAの処遇改善加算については、国保連合会のシステムが対応していないため、県内市町村と国保連合会との協議の結果、県内すべての市町村において適用されないこととなりました。 |
| Ｈ28.7 | 指定基準 | Ｑ | 通所介護相当サービス「みなし指定」の場合、通所介護Ａサービスを申請すれば、両方の事業ができると判断してもよいか。 また、その事業の区別（決定）はケアマネの計画書（チェック）で実施と考えてよいのか。 |
| Ａ | 平成２７年３月３１日までに介護予防訪問・介護予防通所の指定を受けていた事業所は、平成２７年４月１日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたもの（みなし指定）とされます（みなし指定の辞退をした事業所は除く）。したがって、阿南市が定める基準により通所型サービスAの指定を受けた場合、通所介護相当サービスと通所型サービスAの両方の事業を実施することができます。　通所介護相当サービスと通所型サービスAのいずれのサービスを利用するのかについては、利用者の状況や基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス内容等を踏まえて決定するものと想定しています。　現行相当サービスについては、判断基準として、専門職がサービス提供する必要がある状態の方が対象となります。そのため、専門職によるサービスが必要な理由を明確にする必要がありますので、サービス計画書及び経過記録票に、サービス担当者会議において専門職によるサービスが必要な理由が検討され、決定したプロセスを記載してください。 |
| Ｈ28.7 | 指定基準 | Ｑ | みなし指定に該当しない場合、今後、新規指定を受ける際には、「通所介護相当サービス」か「通所型サービスＡ」のどちらかを事業所側が選択できるのか。 |
| Ａ | 新規に指定を受ける際には、それぞれのサービスごとに新規指定を受けていただく必要がありますので、事業所がサービス内容により選択していただくことになります。 |
| Ｈ28.7 | 指定基準 | Ｑ | 市の指定する研修内容は。開始日はいつからか。 |
| Ａ | 【厚労省Ｑ＆Ａ（Ｈ２６．７．２８版）の回答より】　緩和した基準によるサービスでは、旧訪問介護員養成研修３級課程の内容を目安に必要な研修を市町村が判断し、各事業者職員向けの研修として行うこととなっておりますので、今後、阿南市においてもこの内容を踏まえた上で検討し、実施する予定です。~~時期については未定ですが、~~平成２９年１月中旬の開催を予定していますが、日程が決まり次第、各事業所宛て通知文書を送付します。 |
| Ｈ28.7 | 指定基準 | Q | 現在、地域密着型通所介護事業所（定員15名）として指定を受けているが、建物自体は定員25名まで対応可能施設であるため、総合事業の通所型サービスＡの指定を受けたいと考えているが、下記条件での指定は可能か。

|  |
| --- |
| 管　　理　　者 |
| 生　活　相　談　員 |
| 地域密着型通所介護（定員15名） | 通所型サービスＡ（相当数） |
| 看護職員　　1名 | 従事者　1名（パート） |
| 介護職員　１～2名 |  |
| 年末年始以外運営 | ３～４日/Ｗ程度の定期運営 |
| ７～９/時間（基本） | 2～３時間と3時間以上 |
|  | ＷＣと浴室は共用とする |

 |
| Ａ | 【厚労省Ｑ＆Ａ（Ｈ27.8.19版）の回答より】事業所全体の利用定員については、・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。・通所型サービスＡの部分が、通所型サービスＡの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。・なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めなければならない。~~生活相談員については、市の基準は専従1名としていますので、上記の内容では、基準を満たさないことになります。　生活相談員を専従とすれば、上記の内容で指定可能です。~~　通所型サービスAの事業と一体的に運営している事業が、指定介護予防通所介護事業（H２８．４.１以前の指定を受けた地域密着型通所介護含む）の事業であるときは指定介護予防サービス等に関する基準を、指定通所介護事業（H２８．４.１以前の指定を受けた地域密着型通所介護含む）の事業であるときは指定居宅サービス等に関する人員基準を満たすことをもって、通所型サービスAの指定基準を満たしているものとみなします。そのため、サービス提供に支障がない場合は、上記の基準であっても指定は可能となります。（生活相談員は地域密着型通所介護に１以上）。利用定員については、上記の厚労省Q&Aを参照してください。 |
|  |  | Ｑ | 住所地特例対象者（保険者はＡ市とする）が、阿南市の指定事業者から総合事業者から総合事業のサービス提供を受けようとする場合、当該指定事業者はＡ市による指定を受けなければならないのか。 |
| Ｈ29.2 | 住所地特例 | Ａ | 　住所地特例対象者については、居住する施設の所在する市町村の総合事業を利用します。したがって、他市町村の被保険者であっても、阿南市内の施設に居住している住所地特例対象者へのサービス提供については、他市町村の指定申請は必要ありません。【住所地特例対象者へのサービス提供について】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険者 | 居住施設 | 利用するサービス | 指定申請先 |
| 阿南市 | Ａ市 | Ａ市の総合事業 | Ａ市 |
| Ａ市 | 阿南市 | 阿南市の総合事業 | 阿南市 |

 |
| Ｑ | 　阿南市内の施設に居住している住所地特例対象者（保険者はＡ市とする）が平成２９年４月１日以降、新たに基本チェックリストにより総合事業を利用する場合の介護予防ケアマネジメントの届出手続きはどうなるのか。 |
| Ａ | 　住所地特例者が総合事業のサービスを利用する場合には、阿南市の高齢者お世話センターと被保険者との間で契約が必要となります。その際、利用者から提出された介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書及び被保険者証は、阿南市に提出していただくことになります。阿南市は、Ａ市に介護予防ケアマネジメント依頼届出書及び被保険者証を送付します。被保険者証はＡ市から被保険者へ郵送となります。 |